

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年(2024年)7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">527 功労スキーパトロール規程</p> <p>(目的・資格) 第1条 この規程は、公認スキーパトロール資格を有し、取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日現在60歳以上の者で、加盟団体及び本連盟に顕著な功績のある者を、功労スキーパトロールとして顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(推 薦) 第2条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日までに本人の同意を得て本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効な公認スキーパトロール資格を保有していなければならない。資格が停止または喪失している場合は認められない。</p> <p>(認 定) 第3条 功労スキーパトロールは、理事会において認定する。 —(公 認 料)— 2 功労スキーパトロールの認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料を、本連盟へ納入しなければならない。</p> <p>(認定証等) 第4条 功労スキーパトロールを証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。</p> <p>(特 典) 第5条 功労スキーパトロールは、公認スキーパトロール研修会の参加義務が免除される。</p> <p>(資格の喪失) 第6条 功労スキーパトロールで、次に掲げる各号の一つに該当する者は、理事会の決定により資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 本連盟の規約に違反し、スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったとき (3) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき</p> <p>(登録料の納期) 第7条 第1条に定める功労スキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(規程の改廃)</p>	<p style="text-align: center;">527 功労スキーパトロール規程</p> <p>(目的・資格) 第1条 この規程は、公認スキーパトロールの資格取得後20年以上を経過し、当該年度の1月1日時点60歳以上で、加盟団体及び本連盟に顕著な功績のある者を、功労スキーパトロールとして顕彰し、認定に関して必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(任務) 第2条 <u>功労スキーパトロールの任務は、スキーパトロールの任務に加え、長年の雪上安全に係る実務経験で培われた、知識や技術・ホスピタリティ・弛まぬ向上心・パトロール同士の強い連帯感・リーダーシップ・責任感を、次世代に引き継ぐことである。</u></p> <p>(推薦) 第3条 加盟団体長は、第1条に該当する有資格者の中から適格者を、10月31日(土日祝日の場合は前営業日)までに本人の同意を得て、本連盟に推薦することができる。なお、推薦にあたっては、有効な公認スキーパトロール資格を保有していなければならない、<u>推薦時に</u>資格が停止または喪失している場合は認められない。</p> <p>(認定) 第4条 功労スキーパトロールは、理事会において認定する。 2 功労スキーパトロールの認定を受けた者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料等を、本連盟に納入しなければならない。</p> <p>(認定証) 第5条 功労スキーパトロールを証するため、認定者に認定証及びバッジ(実費配付)を付与する。 <u>(スキーパトロール研修会の免除)</u></p> <p>第6条 功労スキーパトロールは、スキーパトロール研修会の<u>受講</u>義務が免除される。</p> <p>(資格の喪失) 第7条 次に掲げる各号の一つに該当する場合は、<u>功労スキーパトロールの</u>資格を喪失する。 (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき (2) 資格の年次登録料を納期までに納入しないとき <u>2 本連盟の規約に違反し、功労スキーパトロールとしての体面を汚すような行為があったときは、理事会の決定により資格を喪失する。</u></p> <p>(登録料の納期) 第8条 第1条に定める功労スキーパトロールは、各種公認・登録料金一覧表に定める年次登録料を、毎年会員登録料と同時に、所定の期日までに本連盟に納入しなければならない。</p>	<p>文言整理</p> <p>任務を追加 パトロール活動ができることを明記</p> <p>営業日基準とした</p> <p>誤植の修正</p> <p>「認定証等」→「認定証」</p> <p>「特典」→「スキーパトロール研修会の免除」</p> <p>文言整理</p> <p>文言整理</p>

<p>第8条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成元年4月 制定 平成5年6月26日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年11月2日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成27年12月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年7月7日 改正</p>	<p>(規程の改廃)</p> <p>第9条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成元年4月 制定 平成5年6月26日 改正 平成16年6月25日 改正 平成16年11月2日 改正 平成17年11月2日 改正 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成27年12月15日 改正 平成29年7月15日 改正 令和3年7月7日 改正 <u>令和6年7月11日 改正</u></p>	
---	---	--